

うつのみや病院附属介護老人保健施設
重要事項説明書

1 施設の目的

要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の居宅又は介護環境に適した住まいでの生活ができるように、また、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護保健施設サービス、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション並びに訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供する。

2 運営方針

- (1) 要介護状態又は要支援状態にある者に対して、必要な施設サービス又は在宅サービスを提供する。
- (2) 医療との連携を十分配慮して、要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態としないための予防に資するよう行う。
- (3) 心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び社会福祉サービスが総合的かつ効率的に提供できるよう配慮して行う。
- (4) 施設サービス及び在宅サービス内容及び水準は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅又は住まいにおいてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- (5) 利用者の意思及び人格を尊重し、尊厳あるその人らしい生活ができるように努める。
- (6) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

3 施設の概要

運営法人	独立行政法人地域医療機能推進機構
施設名称	うつのみや病院附属介護老人保健施設
開設年月日	平成10年4月22日
所在地	栃木県宇都宮市南高砂町11番17号
電話番号	028-655-6601
ファックス番号	028-655-6806
管理者名	堀江 久永
介護保険指定番号	0950180075号
入所定員	100名
通所定員	30名
療養室	個室16室 2人室2室 4人室20室 個室の利用には、別途料金を徴収するものとする。

4 職員の職種・人員・職務内容

(1) 職種及び人員

職種・職名	人員（人以上、常勤換算）		備 考	
施設長・医師	1.0		病院 院長兼務・併設病院兼務	
副 施 設 長	1.0			
薬 剤 師	0.3		併設病院兼務	
看 護 職 員	入所	9.0	常 勤	9.0
			非常勤	0
	通所	1.0	常 勤	0
			非常勤	1.0
介 護 職 員	入所	25.8	常 勤	25.0
			非常勤	0.8
	通所	4.8	常 勤	2
			非常勤	2.8
支 援 相 談 員	1.0		常 勤	1.0
			非常勤	0
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	入所	3.0	常 勤	3.0
			非常勤	0
	通所	2.0	常 勤	2.0
			非常勤	0
管 理 栄 養 士	1.0		常 勤	1.0
			非常勤	0
介護支援専門員	2.0		常 勤	2.0
			非常勤	0
事 務 員	1.8		常 勤	1.0
			非常勤	0.8

※通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションについては、みなし指定のため介護保険保険法において一定の条件のもと人員を配置しています。

(2) 職務内容

職種・職名	職 務 内 容
施 設 長	・施設の運営管理の統括に関すること。
副施設長	・施設長を補佐し、適正な運営を図ること。 ・業務部の所掌の統括に関すること。
医 師	・入所者等の診療、治療に関すること。 ・入所者等の健康管理、並びに保健衛生の指導に関すること。 ・入退所の判定、指導に関すること。 ・要介護認定の主治医意見書に関すること。
薬 剤 師	・調剤に関すること。 ・薬剤指導に関すること。

職種・職名	職 務 内 容
看護職員	・入所者等の看護全般、生活支援に関すること。 ・施設サービス計画に関すること。 ・入所者等の健康管理にかかる記録の整備に関すること。 ・保健衛生及び医薬品材料等の管理に関すること。 ・リハビリテーションに関すること。 ・家族への看護及び介護指導等に関すること。 ・通所リハビリ者等の送迎に関すること。 ・短期入所療養介護サービス計画に関すること。 ・要介護認定調査に関すること。 ・学生等の実習指導に関すること。 ・入所者等の介護に関すること。 ・事故報告に関すること。
介護職員	・医学的管理の下における介護、生活援助全般に関すること。 ・施設サービス計画に関すること。 ・入所者等のグループワーク、レクリエーションに関すること。 ・生活援助及び健康にかかる記録の整備に関すること。 ・生活環境の整備及び清潔保持に関すること。 ・入所者等の所持品の保管、整理に関すること。 ・衣類、寝具等の整備並びに補修及び洗濯に関すること。 ・通所リハビリ者等の送迎に関すること。 ・短期入所療養介護サービス計画に関すること。 ・その他入所者等の処遇上必要な事項に関すること。 ・要介護認定調査に関すること。 ・学生等の実習指導に関すること。
介護支援専門員 支援相談員	・施設サービス計画に関すること ・ケアカンファレンスに関すること。 ・入退所の相談及び指導に関すること。 ・家族の相談及び指導に関すること。 ・入所者及び家族の待遇上の相談に関すること。 ・短期入所療養介護サービス計画に関すること。 ・短期入所療養介護者の相談、指導に関すること。 ・地域関係機関との連携に関すること。 ・保健医療及び社会福祉の相談に関すること。 ・ボランティアの受け入れに関すること。 ・在宅ケアの相談及び指導に関すること。 ・要介護認定調査に関すること。 ・学生等の実習指導に関すること。 ・苦情受付及び処理に関すること。 ・通所リハビリ者等の送迎に関すること。

職種・職名	職 務 内 容
理学療法士 作業療法士 (リハビリ職員)	・リハビリテーションサービス計画に関すること。 ・運動機能検査及び運動療法の計画及び実施並びに評価に関すること。 ・心身の諸機能の維持及び改善に関すること。 ・退所者、在宅者の運動機能及び日常生活動作能力に関すること。 ・社会的適応能力の回復に関すること。 ・入所者等の家屋改修等の指導に関すること。 ・作業能力検査及び作業療法の計画及び実施並びに評価に関すること。 ・心身の諸機能の維持及び改善に関すること。 ・在宅ケアの相談及び指導に関すること。 ・社会的適応能力の回復にかかる相談及び指導に関すること。 ・学生等の実習指導に関すること。
管理栄養士	・施設サービス計画に関すること。 ・献立の作成及び栄養価の計算に関すること。 ・給食材料の検収に関すること。 ・残食、検食調査及び嗜好調査に関すること。 ・委託業者の指導に関すること。 ・栄養相談及び指導に関すること。 ・諸報告に関すること。 ・厨房及び食堂の衛生並びに清潔の保持に関すること。 ・学生等の実習指導に関すること。
事 務 員	・庶務に関すること。 ・予算、決算及び会計に関すること。 ・施設療養費等の請求に関すること。 ・利用料の受領に関すること。 ・事業計画の樹立及び実施に関すること。 ・学生等の実習の受け入れに関すること。 ・消耗品の受け払い、物品の保管に関すること。 ・通所リハビリ者等の送迎に関すること。

5 サービス内容

(1) 施設サービス又は短期入所療養介護又は通所リハビリテーション（介護予防含む）又は訪問リハビリテーション（介護予防含む）計画書の立案

利用者の居宅又は住まいにおいて日常生活を営むことが継続できるという観点で作成された各計画書に基づいてサービスを提供するものとする。なお、この計画書は、利用者及び身元引受人の希望を十分に取り入れ、利用者に関するあらゆる職種の協議によって作成するものとする。また、この計画書の内容について十分に説明し、説明に基づく同意を得て、文書により交付するものとする。

(2) 医学的管理及び看護

医師及び看護師は入院治療の必要のない程度の利用者に対し、状態に照らして適切な診療及び看護を提供するものとする。

(3) 介護

食事、排泄、入浴等、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活できるよう、常に利用者の立場に立って介護サービスを提供するものとする。

(4) 機能訓練・リハビリテーション

リハビリテーション実施計画書に基づいて実施するものとする。機能訓練は心身諸機能の維持及び回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うものとする。原則として機能訓練室において実施する。但し、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待して行うものとする。訪問リハビリテーションについては、自宅で実施する。訪問地域については、宇都宮市と宇都宮市に隣接している自治体を地域とする。

(5) 食事の提供

原則として食堂で食事を行うものとする。

朝食 8時00分 から 8時45分

昼食 12時00分 から 12時45分

夕食 18時00分 から 18時45分

(6) 理美容サービス

週に1度、理美容サービスを受けることができるものとする。但し、理美容サービスは別途料金を徴収するものとする。

(7) 送迎の実施

通所リハビリテーション及び短期入所療養介護（介護予防含む）における通常の送迎実施範囲については、宇都宮市、下野市、上三川町とする。但し、通常の実施範囲を超える送迎については、次の費用を徴収するものとする。

当施設から、片道概ね3km以上10km未満 300円（往復）

当施設から、片道概ね10km以上 500円（往復）

(8) 相談援助サービス

相談援助の専門員として支援相談員を配置し、利用者及びその家族等へ必要な保健医療及び社会福祉サービスに関する相談及び助言等を行うものとする。また、介護保険の認定申請に関する代行申請等の援助を行うものとする。並びに、当施設での対応が困難な状態、又は、専門的な対応が必要になった場合においては、他の機関を紹介するものとする。

(9) 緊急時の対応

利用者の病状及び心身の状態が悪化した場合には、速やかに必要な措置を講じるものとする。
また、施設医師により対診が必要と認められる場合には、以下の協力医療機関で診療を依頼するものとする。なお、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡するものとする。
但し、訪問リハビリテーションのサービス提供中にご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前に打ち合わせによる、主治医・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡するものとする。

うつのみや病院	宇都宮市南高砂町11番17号	028-653-1001
関歯科医院	宇都宮市末広1丁目11-15	028-653-5215

6 利用料及びその他の費用

- (1) 基本料金
 - (2) その他の料金
- } 別添「利用料金表」の通りとする。

(3) 支払方法

「約款」及び「入所のしおり」「通所のしおり」において説明し、同意を得るものとする。

7 施設の利用に当たっての留意事項

施設において定められた生活上の留意事項については、別添「入所のしおり」及び「通所のしおり」において説明し、同意を得るものとする。

8 非常災害対策

- (1) 風水害及び地震等の災害に対応するため、防火管理者を設置し非常対策を行うものとする。
- (2) 非常災害用の設備点検を、協同組合栃木県消防設備保守協会に依頼するものとする。
- (3) 火災及び地震が発生した場合には、被害を最小限に止めるため自衛消防隊を設置し、任務の遂行に当たるものとする。
- (4) 防火管理者は、施設職員に対して防火訓練及び消防訓練を実施するものとする。

9 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。
また、サービス提供等により事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (4) 管理者を安全対策責任者とする。

10 虐待防止

当施設のサービス提供中に、当該事業所者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。当施設において虐待防止の指針の整備、利用者の人権の擁護・虐待などの防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を行うものとする。
- (4) 前1項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

1.1 苦情処理対策

- (1) 苦情申し立て窓口を設置し、その処理と対応に取り組むものとする。

受付日	月曜日 から 金曜日
受付時間	午前8時30分 から 午後5時00分
受付先	面接場所 相談室 電 話 028-655-6601 FAX 028-655-6806 ご意見箱 1階エレベーター前
担当者	支援相談員
責任者	副施設長

※訪問リハビリテーションに関しては、担当のリハビリ職員が担当者とする。

- (2) 苦情受付機関

宇都宮市高齢福祉課 介護サービスグループ	宇都宮市旭1丁目1番5号	028-632-2906
各市区町村 介護保険担当課	市区役所又は町村役場	介護保険担当窓口
栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階	028-643-2220
各都道府県 国民健康保険団体連合会	都道府県連合会事務所	苦情受付担当窓口

1.2 禁止事項

利用者及び身元引受人並びにその家族等による営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を固く禁止するものとする。

1.3 ハラスメント

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

1.4 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価は実施していない。